

特定非営利活動法人 LED照明推進協議会 憲章

高エネルギー効率、長寿命、高視認性・応答性、波長の選択性など、優れた性質を有し、21世紀の照明、表示の新しい光源として期待されている、我が国のオリジナル技術である発光ダイオード（Light Emitting Diode：LED）の普及、健全な発展を図るため、特定非営利活動法人LED照明推進協議会は以下を憲章として定めます。

- 1 健全なLEDの市場への浸透を図り、地球環境問題の解決に努力します。
- 2 公正な競争と高い視点からの協力により、より高い性能を有するLED製品、技術の開発に努力します。
- 3 LED製品による市場の確立を図るため、社会通念及び関係法令を遵守し、安全性や環境配慮に十分留意した製品及び技術の社会への供給を図ります。
- 4 LEDに関連する知的財産権の尊重と保護に努力します。
- 5 LED製品及び技術がLEDへの正しい社会認識、国民的理解につながるよう努力します。

平成20年5月21日

特定非営利活動法人LED照明推進協議会